みえ脱炭素行動促進協力事業者登録制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、「ミッションゼロ 2050 みえ」で宣言した脱炭素社会の実現を目指して、みえ脱炭素行動促進協力事業者登録制度（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定め、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを支える製品・サービスの更なる普及を図ることを目的とする。

（役割）

第２条　みえ脱炭素行動促進協力事業者登録制度の登録を受けた事業者は、本事業の実施にあたり、次に掲げる業務を行う。

（１）脱炭素につながる新しい豊かな暮らしへの行動変容を後押しする製品・サービスを提供し、県民の脱炭素に配慮した行動による二酸化炭素削減貢献量の見える化を行うこと。

（２）脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動（以下「デコ活」という。）に賛同し、「デコ活」を推進する県内の取組である「みえデコ活」を後押しすること。

（３）県が実施する脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの普及啓発の取組について、協力を行うこと。

（４）前各号に掲げる内容について、県の求めに応じて、活動内容を報告すること。

（登録要件）

第３条　みえ脱炭素行動促進協力事業者登録制度の登録を受けることのできる者は、次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

（１）脱炭素につながる新しい豊かな暮らしへの行動変容を後押しする製品・サービスを提供し、同条（２）を満たすプロジェクトの実施者であること。（県内事業者、県外事業者を問わない。）

（２）広く県民に対して効果的な情報発信（アプリを通じた脱炭素行動の促進策、身近な商品の脱炭素型購買を促す仕組み等）やインセンティブの付与を実施するとともに、県民の脱炭素に配慮した行動による二酸化炭素削減貢献量の見える化を行うこと。また、実施するプロジェクトを通じた県内の二酸化炭素削減貢献量を把握すること。

（３）「デコ活」を後押しする取組として次に掲げるいずれかを行っていること。

ア　環境省が実践する「デコ活宣言」や、「デコ活応援団（官民連携協議会）」へ参画している。

参考：環境省「デコ活」ＨＰ　https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/

イ　三重県が情報発信を行っている公式 Instagram「広げよう！みえデコ活！の輪」をフォローしている。

参考：県公式 Instagram「広げよう！みえデコ活！の輪」
https://www.instagram.com/miepref_decokatsu/

ウ　上記ア、イに掲げるもの以外で、「デコ活」の後押しに繋がる取組を行っている。

２　みえ脱炭素行動促進協力事業者の登録を受けようとする者は、様式第１号による申請書により申請するものとする。

（登録手続）

第４条　県は、申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、みえ脱炭素行動促進協力事業者の登録をする、又はしない旨の決定を行い、申請者に対してその旨の通知を行うものとする。

２　次に掲げる申請者は、登録を行わないこととする。

（１）三重県暴力団排除条例（平成 22 年三重県条例第 48 号）第２条第２号及び第３号に規定する者又はこれらと密接な関りを持つ者。

（２）宗教活動及び政治活動に関する者。

（３）その他、県が適当でないと認める者。

３　審査にあたっては、県は必要に応じて申請者に対して現地確認を行うことができる。

（登録の変更・廃止）

第５条　前条に規定する登録を受けたみえ脱炭素行動促進協力事業者は、当該登録の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、様式第２号による登録変更・廃止届出書を県に届け出なければならない。

２　県は、前項に規定する届出書を受理したときは、当該登録を変更又は抹消するものとする。

（登録の取消）

第６条　県は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、みえ脱炭素行動促進協力事業者の登録を取り消すものとする。

（１）第２条の役割を適切に担うことができないと県が認めたとき。

（２）第４条第２項各号に掲げる者に該当することが明らかになったとき。

（３）虚偽その他不正な手段により登録を受けたことが判明したとき。

（４）県の信用を損なう、または不名誉となるような行為を行ったものと県が認めたとき。

（５）その他、県が適切でないと認めたとき。

（公表）

第７条　県は、事業所名並びに所在地、その他本事業を円滑に運営するために必要と認める事項においては、公表することができる。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に際し、必要な事項は別に定める。

附則
この要綱は、令和７年 11 月７日から適用する。
附則
この要綱は、令和８年２月 10 日から適用する。